

平成27年度 第1回南砺市総合教育会議

日 時 平成27年6月30日

10時～

場 所 南砺市井波庁舎多目的ホール

次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協議事項

(1) 総合教育会議の運営について（要綱案） ※資料1

(2) 総合教育会議について（協議・調整内容、開催回数） ※資料2

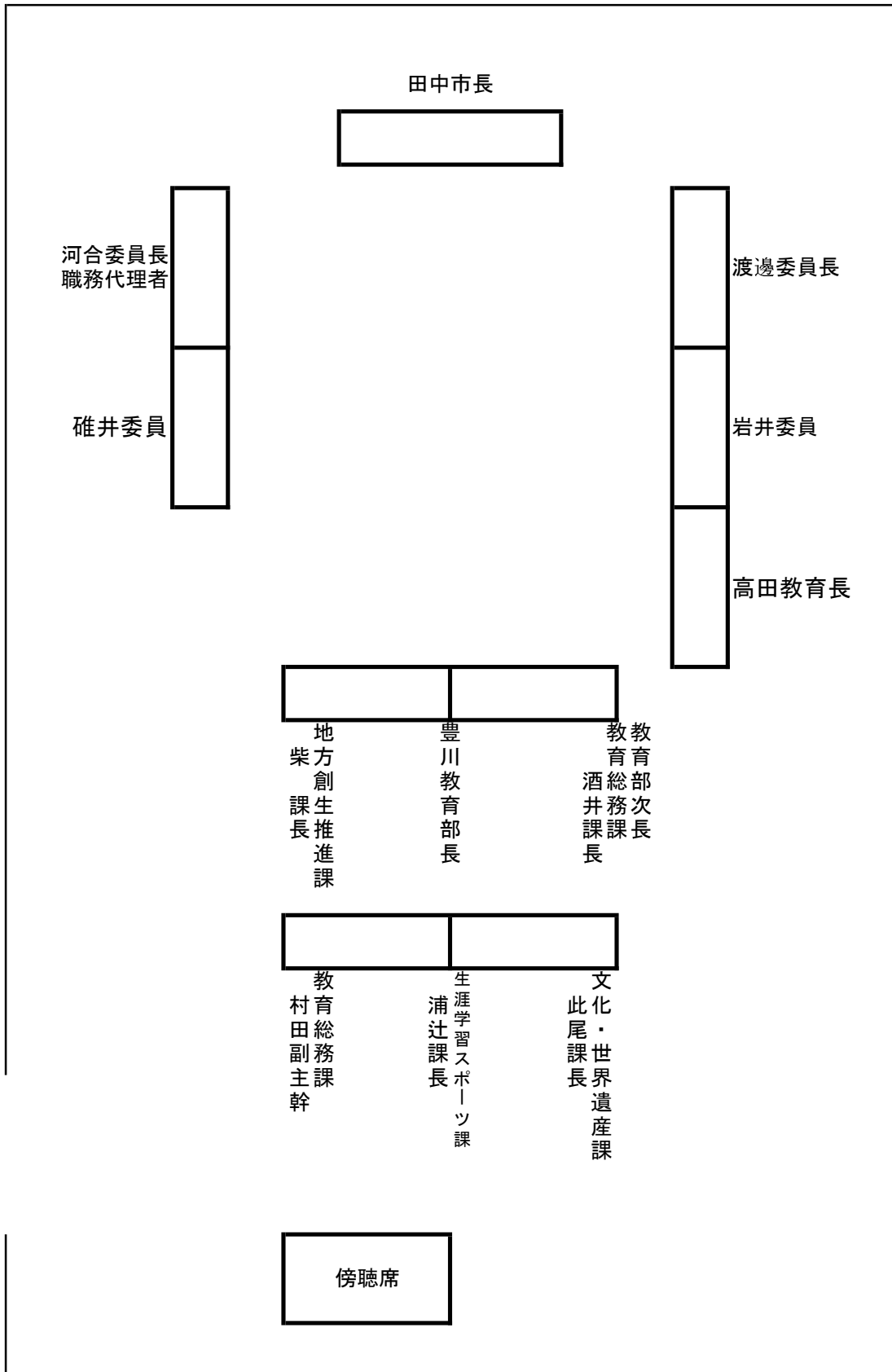
(3) 大綱の策定について ※資料3

4. 今後の教育行政について（意見交換）

5. その他

6. 閉 会

南砺市総合教育会議席次表



南砺市告示第 号

南砺市総合教育会議運営要綱を次のように定める。

平成 年 月 日

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、南砺市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議長)

第2条 会議は、市長が議長となる。

(会議の非公開)

第3条 法第1条の4第6項ただし書に規定する会議を公開しないときは、次に掲げる場合とする。

- (1) いじめ等の個別事案における関係者の個人情報等を保護する必要がある場合
- (2) 市の意思決定の前に情報を公開することになる場合
- (3) 市長又は南砺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、会議の公正が害されるおそれがあると認める場合

(議事録の記載事項及び公表)

第4条 会議の議事録には、次に掲げる事項を記載し、会議終了後、遅滞なく、公表するものとする。

- (1) 会議の開催場所及び日時並びに出席者の氏名
- (2) 意見を述べるために出席した者の氏名
- (3) 議題及び議事の概要
- (4) その他市長が必要と認めた事項

2 前項の規定にかかわらず、前条の規定により非公開とすべき事項及び内容については、公表しないものとする。

(会議の傍聴)

第5条 会議の傍聴については、南砺市教育委員会傍聴規則（平成16年南砺市教育委員会規則第2号）の規定を準用する。この場合において、同規則中「教育長」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、南砺市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成20年南砺市規則第20号）第2条第7号の規定により、教育委員会教育部教育総務課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

(昭和三十一年六月三十日)

(法律第百十二号)

(総合教育会議)

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 地方公共団体の長
- 二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

○南砺市教育委員会傍聴規則

平成16年11月1日

教育委員会規則第2号

改正 平成27年3月31日教育委員会規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、南砺市教育委員会会議規則（平成27年南砺市教育委員会規則第4号）第15条第2項の南砺市教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、受付で傍聴人名簿に住所及び氏名を記入した後、係員の指示により傍聴席に着かなければならない。

2 傍聴人の数は、傍聴人用の席数とする。

3 傍聴席の整理上必要と認めるときは、会議当日所定の場所で先着順に傍聴券を交付する。

(傍聴することができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者

(3) 張り紙、びら、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

(4) 前3号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) みだりに自席を離れないこと。

(2) 静粛を守り私語談話、拍手等をしないこと。

(3) 会議における言論に対し批評を加え、又は可否を表明しないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となる行為をしないこと。

2 傍聴人は前項に規定するもののほか、教育長の指示に従わなければならない。

(撮影及び録音等の禁止)

第5条 傍聴人は、傍聴人席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、教育長の許可を得たときは、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(傍聴の禁止)

第7条 教育長は、傍聴人がこの規則に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

総合教育会議について

1 協議・調整事項

※ 平成26年7月17日付け26文科初第490号文部科学省初等中等教育局長通知(「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」より)

(1) 協議・調整すべき事項

- 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策である大綱の策定に関する協議
- 教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(2) 協議・調整すべきでない事項

- 教科書の採択や個別の教職員の人事など、政治的中立性が高い事項
- 日常の学校運営に関する些細な事項

(3) 具体的な事項

- 第1条の4第1項第1号に該当すると想定されるもの
 - ・ 学校等の施設の整備、教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する首長と教育委員会が調整することが必要な事項
 - ・ 保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携など、福祉部局と連携した総合的な子育て支援のように、首長と教育委員会との事務連携が必要な事項
- 法第1条の4第1項第2号に該当すると想定されるもの
 - ・ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合に該当する事項
 - ① いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合
 - ② 通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合
 - ・ 児童、生徒等の生命又は身体の保護に類するような緊急事態
 - ① 災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎周辺などに災害が生じており防災担当部局と連携する場合
 - ② 災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要があり、福祉担当部局等と連携する場合
 - ③ 社会教育施設で、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生じるおそれがある場合
 - ④ いじめ防止対策推進法第28条の重大事態の場合
 - ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

2 開催回数

会議の開催について、規定はないが年3回の開催を予定する。ただし緊急の場合については随時開催する。

南砺市教育大綱（案）

基本理念（教育目標）

未来を切り拓く南砺の人づくり

基本目標 1

豊かな心を育む学校教育の充実

近年、豊かな心の育成が求められている背景には、規範意識や公共心、他人を思いやる心、生命を尊重する心が希薄になり、複雑で多岐にわたる問題行動が多発していることが挙げられます。本市においても、こうした問題がいじめや不登校の増加につながる要因の一つとなっています。児童生徒が本来持っている「よりよく生きようとする心」を呼び起こすことが必要です。

このような状況の下、本市では、安心・安全に過ごすことができる学校教育環境の中で、自立の基礎を養う「確かな学力」、ふるさと教育等を通して培う「自他を尊重し、他を思いやる心」、笑顔と元気があふれる「健やかな体」をバランスよく育成していくことが求められています。

この「豊かな心」を学校教育の中で育むために、知・徳・体の調和のとれた教育を推進します。そして、学校・家庭・地域が果たす役割を明確にし、共に支え合うとともに、子どもたち一人ひとりの個性や能力を伸ばし、自分を生かすことができる教育を目指します。

基本施策

（1）確かな学力の育成

- ・ 「小1プロブレム」、「中1ギャップ」を克服し、安心して学校生活を送ることができるように幼・保小連携や小中連携を密にします。また、少子化への対応や個に応じた教育支援を行い、教育の機会均等を図ります。
- ・ 全国学力・学習状況調査の結果等を分析して児童生徒の実態を把握し、学力向上に向けた取組みを推進します。
- ・ 児童生徒が分かる授業を目指した授業改善に取り組むとともに、家庭学習も含めた学習習慣の定着を図り、基礎的・基本的な学力を確実に身に付けるよう努めます。

（2）自他を尊重し、他を思いやる心の育成

- ・ 将来地元を支える活力につながる「ふるさと学習」を推進することで、ふるさ

とを知り、ふるさとに学び、ふるさとを愛する児童生徒を育てていきます。

- ・ 児童生徒の人権を尊重する態度を育て、自信や夢をもって学校生活を送れるようにします。そのために、いじめやネットトラブル等に関するアンケートをとおして実態把握に努め、対策を講じるとともに、学校や家庭、地域の教育力を高めるために積極的な働きかけをします。
- ・ 子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、スクールソーシャルワーカー等の活用により、教育相談体制の一層の充実を図ります。
- ・ 読書活動を充実させ、読書への興味・関心を高めるとともに、読書の習慣化を図ります。
- ・ キャリア教育を充実させ、働くことの意義を学ぶとともに、将来の生き方について理解を深めます。

(3) 健やかな体の育成

- ・ 学校と家庭、地域が一体となって子どもたちの運動の習慣化や体力向上に取り組むとともに、食を大切にすることを育む食育を推進します。

(4) 学校教育環境の整備

- ・ 教育の情報化を推進し、ねらいやその効果を踏まえて、ICT機器を積極的に導入します。
- ・ 学校施設については、質的向上や教育環境に配慮した長寿命化も併せて検討し、総合的な改修計画を企画・立案し、推進します。
- ・ 体育館等における吊り天井、電気・機械設備機器、外壁のいわゆる非構造部材等についても早急に耐震化対策を講じます。

基本目標 2

生きがいある暮らしのための生涯学習の推進

近年の社会・経済の変化に伴い、幅広い年齢層で学ぶことへの意欲が高まっています。高度化・多様化している市民の要求にこたえるため、さまざまな年代に対し、学習機会を提供するとともに、環境を整備していきます。

基本施策

(1) 生涯学習活動の推進

- ・ アンケート調査等を参考に、市民のニーズに合った講師・内容等を検討します。
- ・ 優れた知識や技能をもつ市民講師の発掘・紹介に努めます。
- ・ 郷土への愛着を深めるため、児童・生徒向けの事業を実施します。
- ・ より利用しやすい図書館の環境づくりのため、自主事業の充実、広報・啓発活動、ニーズに応じた選書に取り組みます。また、学校等と連携し、子ども読書活

動を推進します。

(2) 公民館活動への支援

- ・ 情報提供や交付金の支出等により、自主的な活動を支援します。
- ・ 職員が優れた事業を企画できるよう、資質の向上に向けた研修会等を開催します。

(3) 青少年健全育成活動への支援

- ・ 限りない可能性をもった青少年が明るく健康でたくましく成長していくことを願い、各支部や青少年育成団体と連携の下に青少年育成市民活動を展開し、地域の力で郷土愛を育んでいきます。

(4) 生涯学習施設の整備・充実

- ・ 生涯学習施設は、順次計画的に大規模改修、機械設備の更新などを実施します。
- ・ 地区公民館は耐震補強工事を優先して行い、完了後に大規模改修（屋根・外壁）や要望改修（駐車場整備等）を計画していきます。

基本目標 3

健やかな心と体を育む生涯スポーツの推進

生涯スポーツを推進する団体等との連携を深めながら、市民の多様なスポーツ参加を推し進め、市民の誰もが、生涯にわたって自主的にスポーツに親しむ生涯スポーツの振興を図ります。また、地域住民を対象に設立した総合型地域スポーツクラブ^(※1)の活性化を目指します。

基本施策

(1) 各種スポーツ大会・教室の開催

- ・ 生涯をとおして誰もが気軽にスポーツに取り組めるよう、大会・講座等の開設に取り組めます。
- ・ 運動好きな子どもを増やし、体力向上を図ります。
- ・ 指導者の確保及び活動内容の充実を目指します。
- ・ スポーツ団体の育成及び団体間の連携により、競技スポーツの強化を図ります。

(2) スポーツ活動への支援

- ・ 総合型地域スポーツクラブや各競技団体の活動に対し支援を行います。
- ・ 競技力向上対策を図り、優秀スポーツ選手の強化を支援します。

(3) 体育施設の効率的な管理・運営体制の確立

- ・ 主要な体育施設は各地域の総合型地域スポーツクラブが指定管理者として管理・運営を行っています。クラブではスポーツ教室などを開催し、地域と密着した活動を行い、スポーツクラブ会員増加のため魅力ある事業を企画実施していま

す。また、生涯スポーツの推進について市事業の一端を担うソフト事業も展開しており、効率的な施設維持管理と利用促進を図っていきます。

(4) 社会体育施設の整備・充実

- ・ 市内社会体育施設で築20年近くを経過した建物は、現況を確認し、計画的に屋根や外壁の大規模改修を行い、施設の長寿命化を図っていきます。また、雨漏りや大規模な破損により緊急に修繕が必要となるものについては、適宜計画を見直しながら修繕を進めていきます。

基本目標4

魅力ある芸術文化活動の振興

市民一人ひとりが多様な芸術文化活動に自発的に参加し、創造の喜びに浸ることができる環境づくりを進めます。

基本施策

(1) 「文化芸術振興プラン」の推進

- ・ 個々の地域性を超え、世界に視野を向けた理念で実践されている演劇や音楽などの芸術を手掛かりとして、「文化芸術創造」の一体化を醸成する事業を実践していきます。
- ・ 芸術文化活動の交流促進による、質的向上や規模の拡大を図ります。
- ・ 39年の歴史を重ねる利賀の国際舞台芸術活動への支援を進めます。

(2) 芸術文化活動への支援

- ・ 南砺らしい魅力ある地域資源を発掘し、さらにその価値を高め、新しい魅力の創造につなげるなど、ふるさとの誇りと愛着を抱きながら魅力ある地域づくりを進めます。
- ・ 貴重な伝統文化を南砺市民が再認識し、その発信、継承、発展のため支援します。
- ・ 芸術文化団体の活動支援や市内伝統文化の魅力を発信するための情報提供を推進します。
- ・ 芸術文化活動を担う人材の育成を行います。

(3) 文化ホール・美術館などの事業の充実

- ・ 福野文化創造センター、井波総合文化センター、福光美術館は、長年にわたる独自の活動蓄積があり、特色ある自主事業の運営が行われてきました。指定管理者制度の導入により民間活用による柔軟で意欲的、かつ合理的な経営に努めます。
- ・ ジャンルにとらわれないユニークで本市らしい美術鑑賞ができる企画展を立案します。

- ・ 質の高い芸術文化に親しむ機会を提供します。
- ・ 市民が多様な芸術文化活動を行える場を提供します。

基本目標 5

文化財の保存・活用と伝統文化の継承

市内に伝わる多様な文化財や伝統文化が地域の宝として認識されるとともに、世代を超えて保存・継承されることを目指します。

基本施策

(1) 世界遺産マスタープランの推進

- ・ 世界遺産を持つことは、人類の遺産を守ることで世界に対して責任を果たすということです。この地域に生まれたことを誇りとし、魅力に引き寄せられる人々と共に、ここから発信します。
- ・ 世界遺産マスタープランを着実に実行します。
- ・ 世界遺産サポーターの確保を目指します。
- ・ 茅（コガヤ）の自給率の向上を目指し、増産に取り組みます。

(2) 文化財収蔵・展示施設の機能充実

- ・ 本市の歴史や特色を広く紹介していくために文化財の保存と維持管理に努めます。
- ・ 埋蔵文化財センター等の機能充実を進めます。
- ・ 民俗文化財、埋蔵文化財保管施設の整備を行います。
- ・ 文化財の活用に向け、調査・研究、データの蓄積を進めます。

(3) 文化・歴史遺産の保存と活用

- ・ 市民が誇りと元気を持ち続けるために、世界遺産合掌造り集落や城端曳山祭、福野夜高祭、五箇山民謡「こきりこ」「麦屋節」などの伝統芸能や祭りなど、歴史と土地が育んできた特色ある本市の文化・歴史遺産を活用します。
- ・ 地域の文化遺産を保存・活用することで、郷土への理解と愛着を深めます。
- ・ 歴史資料、埋蔵文化財の調査・研究と保存を行います。
- ・ 国登録文化財の制度を活用します。
- ・ 文化財の公開を促進するとともに、建造物等の積極的な活用を図ります。

期間

平成27年度から平成31年度までの5年間とします。